

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県防災・危機管理対策交付金(市町村が実施する防災及び危機管理対策を支援するため、県が市町村に対して交付する交付金をいう。以下「本交付金」という。)に関し必要な事項を定めることにより、市町村の防災及び危機管理体制の充実に資することを目的とする。

(交付金の対象)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表に掲げる事業(本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業を除く。以下「対象事業」という。)に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する経費(次に掲げる経費を除く。以下「対象経費」という。)とする。

(1) その年度内に完了しない事業に要する経費(その年度内に支出する経費を除く。)

(2) 人件費(女性の消防団員、機能別分団の消防団員及び消防団員以外の非常勤職員に係る報酬その他の経費並びに法令の規定によらず任意に設ける検討組織の委員その他の構成員に係る報償費その他の経費を除く。)

(3) 消防団員(女性の消防団員及び機能別分団の消防団員を除く。)の出勤手当

(交付金の額)

第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次のいずれか低い額とする。ただし、第1号の額が第2号の額を超える市町村(以下「調整交付対象市町村」という。)にあっては、第2号の額に調整交付額を加えた額とする。

(1) 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

(2) その年度の1月1日における次に掲げる数に、それぞれ知事が別に定める金額を乗じて得た額を合算した額

ア 住民に貸与している衛星携帯電話の数

イ 消防団員(女性の消防団員については、2を乗じるものとする。)の数

ウ 自主防災組織に加入する世帯の数

2 前項ただし書の調整交付額は、当該調整交付対象市町村における第2号の額をすべての調整交付対象市町村における同号の額の合計額で除して得た割合を第1号の額に乗じて得た額(前項第1号の額から同項第2号の額を減じた額を上限とする。)とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額から前項本文の規定により各市町村に交付する額の合計額を減じた額

(2) 各調整交付対象市町村における前項第1号の額から同項第2号の額を減じた額

(交付申請)

第4条 本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の1月末日までに、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第5条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するとともに、その年度の3月15日までに、市町村に対して本交付金を交付するものとする。

2 知事は、本交付金の交付額の決定をしたときは、申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 本交付金の交付を受けた市町村長は、その年度の翌年度の6月末日までに、様式第2号による報告書を知事に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第7条 知事は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による審査及び検査において、第5条第1項の規定により交付した本交付金の額(以下「本年度実額」という。)が、県が当該市町村に対して交付すべき本交付金の額(以下「本年度義務額」という。)を超過していることが判明した場合における当該審査及び検査に係る本交付金の事業年度の翌年度に交付する交付金の額(以下「翌年度交付額」という。)の算定については、第3条の規定による額から、本年度実額から本年度義務額を減じた額(以下「超過額」という。)を減ずるものとする。

3 知事は、前項の場合において、翌年度交付額が超過額より少ないときは、当該市町村長に対して、超過額から翌年度交付額を減じた額を返還させるものとする。

4 知事は、第1項の規定による審査及び検査において、本年度実額が、本年度義務額に不足していることが判明した場合における翌年度交付額の算定については、第3条の規定による額に、本年度義務額から本年度実額を減じた額を加えるものとする。

(鳥取県補助金等交付規則の準用)

第8条 鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)第9条、第21条、第22条及び第26条の規定は、本交付金について準用する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、本交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

- 1 災害時に孤立するおそれのある集落の通信確保に関する事業
- 2 消防団の活動の活性化に関する事業
- 3 自主防災組織の活動の活性化に関する事業

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象事業の内容及び事業費

(単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
計		

2 交付金算定基準額

(単位：円)

項目	数値		単価	算定基準額(数値×単価)
住民に貸与している衛星携帯電話				
消防団員	男性	女性		
自主防災組織に加入する世帯				
計				

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費

(単位：円)

事業名	事業内容	対象事業費
計		

2 交付金算定基準額及び交付決定額

(単位：円)

区分	算定基準額	対象事業費	交付金の額
交付決定額			
実績額			
差引額			